

定 款

一般社団法人弁護士EAP協会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人弁護士EAP協会（英名：Lawyers Employee Assistance Program Association、通称：L-EAP（リーブ））と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市西区京町堀1丁目4-22肥後橋プラザビル2Fに置く。

(目的)

第3条 当法人は、EAP（Employee Assistance Program：従業員支援プログラム。以下「EAP」という。）に関わる弁護士の専門的知識と経験、ネットワークを結集することで、弁護士によるEAPを普及・推進し、社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とし、その目的を実現するため、次の事業を行う。

1. 情報の収集・調査・研究事業
2. 人材の育成及び教育事業
3. 情報交換の機会の創出及びセミナー事業
4. 普及・啓蒙活動並びに国民運動の推進等の広報事業
5. その他上記目的を達成するために必要な一切の事業
6. 前各号に附帯する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 当法人は、社員とは別に会員を置くものとし、会員に関する事項は、社員総会において別に定める。

(経費等の負担)

第6条 社員及び会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員及び会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。但し、1か月以上前に法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より3日前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第14条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第 17 条 当法人には、理事 10 名以内を置く。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 19 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事の互選によって選定する。

2 代表理事を、理事長と称する。

3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(解任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 21 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 24 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 25 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 26 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第 27 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

省略